



## 受付で会員カードをご提示下さい。 期限内申告と早期提出にご協力を！

### 所得税及び復興特別所得税の申告期限と納付期限は

～3月15日(火)です。振替納税は4月21日(木)

### 消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限は

～3月31日(木)です。振替納税は4月26日(火)



当会では、コロナ対策としての三密回避や待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしております。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、至急ご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆっくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますようご協力をお願い致します。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

## 早期提出にご協力を！

【期限後申告のデメリット】  
申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、『訂正申告』をするだけで誤りを直すことができますが、申告期限を過ぎて訂正する場合には、『修正申告』又は『更正の請求』の手続きが必要になります。『修正申告』の場合は、延滞税及び過少申告加算税の納付が必要となる場合があります。『更正の請求』の場合にも、証拠書類等の提出が必要で、納め過ぎた税金が還付されるまで時間を要します。

また、65万円又は55万円の青色申告特別控除が受けられなくなる他、融資等に悪影響が出るケースや、青色申告の承認自体を取り消される場合もあります。

早期提出で安心して確定申告を行いますよう。

予約期間 2月1日～3月10日まで (3月11日より先着順受付開始！)

確定申告は、是非予約指導期間にお越し下さい。

必ず2面のチェックシートをご覧になりご来所下さい。資料不足などで相談出来ない場合もあります。

一般社団法人大森青色申告会では、「税理士会」の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書を受付けます。

## 2021年中に土地や建物等・株式等の譲渡を行った方へ

土地や建物等・株式等の譲渡を行った方は、他の所得（事業所得や不動産所得等）とは別に税金を計算します。以前からご案内しておりますが、上記の譲渡所得がある方は事前相談が必要です。

【事前相談を受けた方（ご自身で計算書類を作成した方を含む）】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成済みなので、他の所得と合わせて青色申告会で提出することができます。

※ご自身作成の申告書添付書類のチェックは致しかねますのでご了承ください。

※損失の繰越しのみの場合も同様です。

【事前相談を受けていない方】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を事前に確認できないので、譲渡所得に係る書類を作成できません。よって、譲渡所得以外の計算はできますが、最終的には所轄税務署での指導を受けていただきます。

## 会費未納の方へ納付のお願い

青色申告会は会員皆様の会費で運営をしています。確定申告期のご予約を取っていただく場合、令和3年分の会費の未納がありますとご予約をお受けすることが出来ません。先着順相談期間の場合も同様です。会費が未納になっている方はご相談当日に納付していただくか、事前に納付していただきます様をお願いします。

また、12か月以上会費が未納となりますと自動的に退会となってしまいます。未納で退会となった方が再度入会されるケースが見受けられますが、その場合再入会時に昨年度からの未納会費分と併せて翌年度の会費も頂戴することとなりますのでご了承ください。



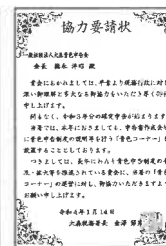
## 青色共済・青色傷害普及キャンペーン

**青色共済** 14歳6か月以上65歳6か月未満の方が加入できる共済制度。(経費計上できます)

**青色傷害** 14歳から90歳までの方が加入できるケガや事故に特化した保険掛金は一人月額1,000円です。確定申告期には普及員を配置してキャンペーンを行いますので是非ご加入ください。

## 青色コーナー設置の協力要請状の伝達式が行われた

去る1月14日(金)大森税務署に於いて、青色コーナー設置に関する「協力要請状」が金澤税務署長より大森税務署の外部指導会場である池上会館に青色申告の普及と納税者の記帳水準の向上のため青色コーナーが設置され2月16日(水)より青色推進委員が従事する運営の協力を当会に依頼され、協力要請状の交付がされました。徳永会長より「保秘等に関する確認書」を金澤税務署長に提出し、個人情報保護の順守を約束した。



## ●● 事務局よりお知らせ ●●

3月16日(水)は創立記念日のため、  
3月17日(木)・18日(金)・22日(火)は  
税務研修の為お休みとなります。

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18

TEL: 03 (3771) 8859

FAX: 03 (3773) 6388

Eメール: aoiro-o@nifty.com

URL: <https://www.oomori-airo.org>



無料法律・保険相談  
休止のお知らせ

繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定です。是非ご利用ください。

▶ 事務局からのお知らせ

指導サポート料(決算カンパ)のお願い

令和3年11月開催の理事会において、昨年に引続き「指導サポート料」をお願いすることで対応していくことが決議されました。役職員一同一丸となり頑張っておりますので何卒会員の皆様のご理解をいただきたくご案内申し上げます。

このサポート料は確定申告に臨時でかかる指導員、電子申告などにかかる郵送費・人件費、また消費税の増税からの経費負担分として利用させていただきます。

何卒今後の運営のためにもご理解の上ご協力いただけますようお願いいたします。

税務上の取扱い

指導サポート料として納入いただきますので「会費の納入」と同様の取扱いになります。

一般社団法人大森青色申告会 会長 徳永洋昭

**キャッシュレス決済に対応します！**

大森青色申告会でも、遂にキャッシュレス決済を導入し、2月上旬よりクレジットカード他でのお支払いが可能となる予定です！



ご利用いただけるお支払いは下記のとおりです。

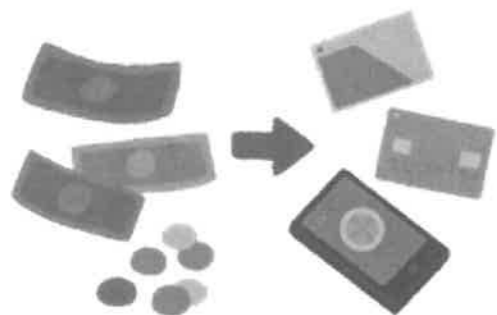
- ・確定申告期の決算サポート料(協力金)
- ・当会会費及び青色共済掛金の未納分
- (※通常の納入方法としてのご利用は出来ません。)
- ・各種帳簿の購入代金

**【ご利用可能なクレジットカード】**

- ・VISA ・MASTER ・JCB ・Diners Club
- ・AMERICAN EXPRESS ・DISCOVER ・銀聯

※上記以外のカードはご利用いただけません。

※各種電子マネー、QRコード決済は随時導入予定です。



確定申告期 スケジュール

令和3年分 所得税決算申告指導	予約制受付	令和4年 2月1日(火)～3月10日(木)	完全予約制 お電話でご予約ください。土曜日のご予約は2月19日、2月26日、3月5日の午前中のみとなります。 ※1月7日以降にご予約された方は、予約ハガキの発送は行いませんのでご自身でメモ等をお取りください。
	先着順受付	令和4年 3月11日(金)～3月14日(月)	受付時間：午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 土曜日の指導は3月12日の午前中のみ(受付は11時まで)です。 ◆例年混雑しますので、予約制の期間をご利用ください。
令和3年分 消費税申告指導	先着順受付	令和4年 3月22日(火)～3月31日(木)	受付時間：午前9時～11時00分、午後1時～3時30分 土曜日は営業していません。 ◆令和元年分の売上課税高が1,000万円以上の方等は、令和3年分の課税売上高が1,000万円未満でも確定申告が必要です。 ◆10%・軽減税率対象8%分で資料等を区分してください。 区分していない場合は、ご相談をお断りする場合がございます。

※昨年12月上旬にお送りしております『確定申告のご案内冊子』内に、「持参書類チェックリスト」を設けております。申告相談前に必ずご確認ください。

**【新型コロナウイルス感染防止のために】**

申告会では会員の皆様並びに指導職員の「健康を守る」を第一と考え、新型コロナウイルス終息宣言が発令されるまでの期間においては、感染防止・感染拡大防止対策をとりながらの対面での相談をさせていただきます。ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をお願いします。

**[申告会での感染予防・感染拡大防止対策について]**

- ①職員は、手洗いうがいなど衛生面に留意し、マスク着用にて対応します。
- ②出入り口には消毒薬を設置いたします。
- ③受付・対面での相談場所には飛沫防止シートを設置いたします。
- ④相談等終了後、机、椅子などの備品を都度消毒いたします。

**[ご来所される皆様にお願する事]** (ご相談をお受けする場合の条件)

- ①マスクの着用のない方、発熱・体調不良がわかる方、咳込みの激しい方は事前に予約頂いている場合であってもご相談の受付をお断りいたします。
- ②来所の際には、マスクの着用と消毒薬や石鹸での手洗をお願いします。
- ③来訪時、検温を実施させていただきます。
- ④ご相談はお一人(1事業主)1日1回を限度とし、おおむね30分～45分程度とさせていただきます。※対応時間はご相談内容によって異なります。
- ⑤ご来所は、可能な限り事業主又は経理担当者1名でお願いします。付き添いの方の場合は、相談時には1階にてお待ちください。
- ⑥万が一、申告会に於いてクラスターが発生した場合や職員が感染した場合は、先着順期間(令和4年3月10日～3月14日)を短縮する場合があります。できるだけ予約期間をご利用いただき、先着順でおいでいただく場合には電話やホームページでご確認の上おいでください。先着順期間が短縮されても振替期間はありません。  
また、予約期間に発生した場合には先着順期間を短縮し振替ます。
- ⑦先着順期間では三密を防ぐため整理券の配布等で対応させていただきます。
- ⑧三密を回避するため混雑時には指導会場への入館制限をかけることがあります。